

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 38 号

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成19年新潟市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第2条の2 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件において給与上特殊の考慮を必要とする職にある職員に対して給料の調整を行うことができる。

第5条中「病院事業の管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。